

青森県報

第二千四百一號

平成十六年
十一月五日
(金曜日)

目次

告 示

| | | |
|------------------------|--------------|---|
| 臨時の職業訓練の施行…………… | (労政・能力) | 一 |
| 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… | (出納課) | 一 |
| 証紙売りさばき人の指定…………… | (同) | 一 |
| 建設業者の許可の取消し…………… | (青森県土整備事務所) | 二 |
| 右…………… | (同) | 二 |
| 右…………… | (同) | 二 |
| 右…………… | (むつ県土整備事務所) | 二 |
| 右…………… | (同) | 三 |
| 右…………… | (鱒ヶ沢県土整備事務所) | 三 |

告 示

青森県告示第六百六十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----------------------|---------------------|---|---------|------|-----|
| 臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称 | 職業訓練の種類 ・ 短期職業訓練 | 対象者 | 訓練科 | 訓練期間 | 定数 |
| 青森県立青森高等技術専門学校 | ・ 普通職業訓練 | 障害者であつて、公共職業安定所に求職申込みを行い、職業安定所長の公共職業訓練受講のあつせんを受けた者。 | OAシステム科 | 三月 | 一五人 |
| 青森県立弘前高等技術専門学校 | | | OAシステム科 | 三月 | 一五人 |
| 青森県立八戸工科学院 | | | OAシステム科 | 三月 | 一五人 |

青森県告示第六百六十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十六年九月四日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
八戸市大字鮫町字子猪越四の一
高橋 徳松

青森県告示第六百六十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名
八戸市大字鮫町字子猪越四の一

- 高橋 幸彦
- 二 指定年月日
平成十六年十一月五日
- 三 売りさばき場所
八戸市大字鮫町字子猪越四の一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社東晴
 - 二 代表者の氏名 雪田 清紀
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市第二問屋町三丁目二の六
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第六七三三号
 - 五 取消年月日 平成十六年九月二十七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十六年九月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- ~~~~~
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有馬商事
- 二 氏名 有馬 正勝
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田二丁目一八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一九二〇号
- 五 取消年月日 平成十六年九月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青森ひばシステム有限公司
 - 二 代表者の氏名 齋藤 義則
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市中央二丁目三の一九
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一三〇二二号
 - 五 取消年月日 平成十六年十月二十二日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十六年九月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- ~~~~~
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 米豊建築有限公司

二 代表者の氏名 米 豊和

三 主たる営業所の所在地 下北郡大畑町大字正津川字戦敷五三六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第六〇〇〇五四号

五 取消年月日 平成十六年九月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 宮川建設工業所

二 氏名 宮川 英徳

三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字糠森二四の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一二六九四号

五 取消年月日 平成十六年九月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エラケン建設

二 代表者の氏名 江良 堅一

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡木造町大字川除字川瀬九七の四一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一七六五五号

五 取消年月日 平成十六年十月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年十月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

| | | |
|--------------------------------------|--|----------------------------------|
| (発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県 | (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭 |
|--------------------------------------|--|----------------------------------|